

ラムサール条約湿地自治体認証の運用ガイドンス 付属資料 2：ラムサール条約湿地分類法

※付属資料 1 は申請書です。

本ガイドンスは、勧告 4.7 によって承認され、締約国会議の決議 VI.5 および VII.11 によって修正された、湿地分類に関するラムサール条約湿地分類法に基づいている。ここに記載されている分類は、各サイトに見られる主な湿地生態系を速やかに特定できるように、大まかな枠組みを提供することを目的とする。事務局は、湿地自治体認証申請書に記載する正しい湿地の種類を特定するために、湿地の種類ごとの特徴について、海洋沿岸域湿地と内陸湿地に分けて、以下の表にまとめた。

海洋沿岸域湿地

- A - 低潮時に 6 メートルより浅い永久的な浅海域。湾や海峡を含む。
- B - 海洋の潮下帯域。海藻や海草の藻場、熱帯性海洋草原を含む。
- C - サンゴ礁。
- D - 海域の岩礁。沖合の岩礁性島、海崖を含む。
- E - 砂、礫、中礫海岸。砂州、砂嘴、砂礫性島、砂丘系、砂丘のくぼみにできる湿地を含む。
- F - 河口域。河口の永久的な水域とデルタの河口域。
- G - 潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟。
- H - 潮間帯湿地。塩性湿地、塩水草原、塩性沼沢地、塩生高層湿原、潮汐汽水沼沢地、干潮淡水沼沢地を含む。
- I - 潮間帯森林湿地。マングローブ林、ニッパヤシ湿地林、潮汐淡水湿地林を含む。
- J - 沿岸域汽水/塩水礁湖。少なくとも1カ所比較的狭い海との連結部がある汽水から塩水の礁湖。
- K - 沿岸域淡水潟。三角州の淡水潟を含む。
- Zk(a) - 海洋沿岸域カルストおよび他の地下洞窟性水系。

内陸湿地

- L - 永久的内陸デルタ。
- M - 永久的河川、溪流、小河川、滝を含む。
- N - 季節的、断続的、不定期な河川、溪流、小河川。
- O - 永久的な淡水湖沼（8haより大きい）。大きな三日月湖を含む。
- P - 季節的/断続的淡水湖沼（8haより大きい）。氾濫原の湖沼を含む。
- Q - 永久的な塩水、汽水、アルカリ性の湖沼。

R - 季節的、断続的な塩水、汽水、アルカリ性の湖沼および干潟。

Sp - 永久的な塩水、汽水、アルカリ性の沼沢地、水たまり。

Ss - 季節的、断続的な塩水、汽水、アルカリ性の沼沢地、水たまり。

Tp - 永久的淡水沼沢地、水たまり。池（8ha未満）、少なくとも成長期のほとんどの間浸水した抽水植生がある無機質土壌上の沼沢地や湿地林。

Ts - 無機質土壌上にある季節的、断続的な淡水沼沢地、水たまり。沼地、ポットホール、季節によって冠水する低湿地、ヨシ沼沢地を含む。

U - 樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原。

Va - 高山湿地。高山草原、雪解け水による一時的な水域を含む。

Vt - ツンドラ湿地。ツンドラ池、雪解け水による一時的な水域を含む。

W - 灌木の優占する湿原。無機質土壌上の、低木湿地林、低木の優占する淡水沼沢地、低木カール、ハンノキ群落。

Xf - 淡水樹木優占湿原。無機質土壌上の、淡水沼沢地、季節的に冠水する森林、森林性沼沢地を含む。

Xp - 森林性泥炭地。泥炭沼沢地林。

Y - 淡水泉。オアシス。

Zg - 地熱性湿地。

Zk(b) - 内陸のカルストおよび他の地下洞窟性水系。

注：「氾濫原」は、R、Ss、Ts、W、Xf、Xp、またはその他の湿地分類の例を含む1つ以上の湿地分類を指すために使用される広義の用語である。氾濫原湿地の例としては、季節的に冠水する草地（天然の湿地草原を含む）、低木地、森林地帯、および森林がある。氾濫原湿地帯は、ここでは1つの湿地分類として扱わない。

人工湿地

1 - 水産養殖池（例：魚類/エビ）。

2 - 池。農業用ため池、牧畜用ため池、小規模な貯水池（一般的に8ha以下のもの）。

3 - 灌漑地。灌漑用水路、水田を含む。

4 - 季節的に冠水する農地（集約的に管理もしくは放牧されている湿性の牧草地もしくは牧場を含む）。

5 - 製塩場。塩田、塩水湖等。

6 - 貯水場。貯水池、堰、ダム、人工湖（一般的に8haを超えるもの）。

- 7- 採掘場。砂利、レンガ土、粘土採掘坑。土取場の採掘坑、採鉱場の水たまり。
 - 8- 廃水处理区域。下水処理場、沈殿池、酸化池等。
 - 9- 運河、排水路、水路。
- Zk(c) - 人工のカルストおよび他の地下洞窟性水系。

湿地の特徴別の分類表

海洋沿岸域湿地：

塩水	永久的	水深6m未満	A
		水中植生	B
		サンゴ礁	C
	海岸	岩礁	D
		砂、礫、中礫	E
塩水あるいは汽水	潮間帯	干潟（泥質、砂質、塩性）	G
		湿地帯	H
		森林地帯	I
	潟	J	
	河口域	F	
塩水、汽水或いは淡水	地下洞窟	Zk(a)	
淡水	潟	K	

内陸湿地：

淡水	流水	永久的	川、小川、 (小さな) 入り江	M
			三角州	L
			泉、オアシス	Y
		季節的/断続的	川、小川、 (小さな) 入り江	N
	湖沼、水たまり	永久的	> 8 ha	O
			< 8 ha	Tp
		季節的/断続的	> 8 ha	P
			< 8 ha	Ts
	無機質土壌 上の湿地帯	永久的	草むら	Tp
		永久的/季節的/断続的	低木・灌木	W
			樹木・木立	Xf
	季節的/断続的	草むら	Ts	
泥炭地上の湿地帯		永久的	樹木なし	U
	樹木あり		Xp	
無機質土壌あるいは 泥炭地上の湿地帯	高地 (高山)		Va	
		ツンドラ	Vt	
塩水、汽水、 アルカリ水	湖沼	永久的	Q	
		季節的/断続的	R	
	湿地帯、水たまり	永久的	Sp	
		季節的/断続的	Ss	
淡水、塩水、 汽水、アルカリ水	地熱性		Zg	
	地下洞窟		Zk(b)	

付属書 3 : 国際自然保護連合 (IUCN) の保護地域管理カテゴリー

カテゴリー	定義
Ia 厳正保護地域 : 科学的調査を主な目的とする保護地域	陸地または海域で、生物多様性だけでなく、地質学的、生理学的的特質が含まれることがある。科学的調査、または環境モニタリングにとって重要な参照地域となりうる。
Ib 原生自然地域 : 原生自然地域の保護を主な目的として管理される地域	永久的または重要な居住地がなく、自然の特徴とその影響が残されている広大な原生地域もしくはわずかに改変された広大な地域で、こうした自然状態の維持を目的として保全・管理される。
II 国立公園 : 生態系保護とレクリエーションのために主に管理される保護地域	(a)現在および将来の世代のために、1つまたは複数の生態系の生態学的完全性を保護し、(b)その地域の指定の目的に反する開発または占有を排除し、(c)精神的、科学的、教育、レクリエーションおよび観光機会の基盤を提供するために指定された陸地または海域の自然地域。
III 天然記念物 : 特定の自然現象の保護のために主に管理される保護地域	固有の希少性、代表的または独特な特質、または文化的重要性により、傑出したまたは独自の価値を持つ、1つまたは複数の特定の自然または自然/文化的特徴を含む地域。
IV 種と生息地管理地域 : 管理介入を伴う保全のために主に管理される保護地域	生息地の維持を確実にするため、または特定の種の要求を満たすために、管理目的で積極的な介入を受ける陸地または海域。
V 景観保護地域 : 陸域景観・海域景観の保護とレクリエーションを主な目的として管理される保護地域	海岸と海を含む土地の区域で、長い時間をかけて人と自然が相互作用することによって、重要な美的、生態学的、または文化的価値を持ち、しばしば生物学的多様性の高い、独特の特徴を持つ地域が形成されてきた場所。このような長年にわたる相互作用の完全性を保護することは、このような地域の保護、維持、発展に不可欠である。
VI 資源保護地域 : 自然の生態系の持続可能な利用のために主に管理される保護地域	生物多様性の長期的な保護と維持を確保すると同時に、地域社会のニーズを満たすための自然の産物やサービスの持続可能な流れを提供するように管理された、主に未開発のエコシステムを含む地域。

付属書 4 : 湿地生態系サービス

湿地の生態系サービスに関する情報は、ミレニアム生態系アセスメント湿地と水の統合 (<http://www.millenniumassessment.org/en/Synthesis.html>)、ラムサール技術報告書 (<http://www.ramsar.org/document/ramsar-technical-report-3-valuing-wetlands-guidance-for-valuing-the-benefits-derived-from>)、ラムサール条約と生態系と生物多様性の経済学 (TEEB) のコラボレーション (<http://www.ramsar.org/document/the-economics-of-ecosystems-and-biodiversity-teeb-for-water-and-wetlands-report>) など、さまざまな情報源からまとめられている。

	生態系サービスの分類	例
供給サービス	淡水資源	水（飲用、灌漑用、家畜用水等）
	食料	農作物、果物、魚等
	繊維	建築用の木材、医療用の羊毛等
	燃料	薪、泥炭等
	遺伝資源	農作物や家畜の品種改良などに使用される希少品種
	薬用資源	伝統的な薬として使用される植物等
	鑑賞資源	貝や花などの採取等
	粘土、鉱物、骨材の採取	建築用に採取される砂や砂利、レンガ製造用に採取される粘土等
	自然の空気と水の流れからエネルギーを採取	水の流れによって動く水車、風によって動く風車等
調整サービス	大気質調整	自動車の排気ガス、工業用煙突、農地からの粉塵等からの浮遊粒子の除去
	局地的な気候調整	遮光や気温の低下等による、地域の局地的な気候の調整
	地球規模の気候調整	温室効果ガスの排出抑制や炭素の隔離等による、地球規模の気候の調整
	水量調整	洪水時および干ばつ時の地表水の流量の調整、地下水の涵養等の調整
	洪水による被害の緩和	洪水水の調節と貯留、集中豪雨等の調整
	暴風雨による被害の緩和	高潮・高波の調整、異常風等の調整
	害虫の抑制	蚊、ネズミ、ハエ等の有害生物の発生の抑制。
	人の病気の抑制	マラリア、西ナイル熱、デング熱、ジカウイルス、レプトスピラ症、住血吸虫症等、人の病気を媒介する種（媒介動物）を捕食する種の生息域。
	家畜伝染病の抑制	レプトスピラ症、住血吸虫症、アヒルウイルス腸炎、高病原性鳥インフルエンザ、ダニ媒介性疾患等、家畜に病気を媒介する種（媒介動物）を捕食する種の生息域。

	土壌侵食の抑制	浸食のリスクを減らすためのエネルギー環境の調整、土壌を保護する密植植物等の生息域。
	水質浄化	水の浄化、水質の改善、沈泥の堆積、汚染物質や汚染物質等の捕捉。
	花粉媒介	ミツバチなどの受粉媒介者による植物や作物の受粉、蝶、スズメバチ等による受粉
	塩分調整	湿地内の淡水が塩水に対するバリアとなる。
	火災の抑制	火災の延焼に対して物理的な障壁を提供し、火災の延焼を防ぐために湿潤状態を維持する。
	騒音と視覚的緩衝	湿地の樹木や背の高い葎が騒音の影響を吸収し、緩衝する。
文化的サービス	文化遺産	歴史的または考古学的価値、伝統的な利用または管理慣行の例としての湿地の重要性、文化的景観等としての湿地の重要性。
	レクリエーションと観光	釣り、ウォータースポーツ、水泳などのレクリエーションの場所、または観光地等としての湿地の重要性。
	美術的価値	その湿地帯が建物から見渡せる、自然の美しさで知られる地域の一部である、画家や芸術家の被写体として使用されている、など。
	精神的・宗教的価値	湿地帯が地元の宗教的な祭りの役割を果たしている、湿地帯が神聖な場所と見なされている、湿地帯が伝統的な信仰体系の一部を形成している、など。
	霊的価値	湿地に関連した地元の神話や物語、湿地や湿地の動物に関する伝統的な口承または書かれた歴史、湿地に関連した様々な芸術形態の創造、湿地に基づいた独特な建築の発展などが存在する。
	社会との関わり	湿地内およびその周辺に発達した漁業、放牧、または耕作コミュニティの存在。
	教育と研究	地元の学生による教育のための湿地利用、長期的な調査やモニタリングの場、教育的な研修旅行による訪問の場等。
支援サービス	一次生産	植物、藻類等の一次生産の存在。
	土壌形成	土砂の堆積、有機物の蓄積等。
	栄養循環	農地からの投入、植物体の内部循環、洪水流からの栄養塩類の投入、養分を循環させる動物相の存在など
	水の循環	湿地帯の植生と開放的な水域の存在は、蒸発散と局所的な水の循環をもたらし、比較的閉じた樹冠と風への露出の低さは、局所的な循環の中で水を保持し、砂地や粗い基盤は地下水との交換を可能にする、など。
	生息地の供給	地域的に重要な生息地や種の存在、保全が懸念される種や生息地の存在等。

付属書 5 : 評価フォーム

申込番号	
国名	
都市名	

注：評価基準は、申請書内で使用されている番号を反映している。

グループ A : 湿地の保全と賢明な利用の実現に基づく基準

基準 1 : ラムサール条約登録湿地またはその他の湿地保全地域が、その一部または全部を管轄区域内に有し、都市に様々な生態系サービスを提供している（注：この項目は、両方の小項目を満たす必要はなく、A.1 または A.2 のどちらか一方を満たせばよい）。

A.1. 都市は、都市の行政区域の全部または一部にラムサール条約登録地を 1 つ以上有しているか？

Yes No

「いいえ」の場合、以下の空欄にその理由を簡潔に記入すること：

A.2. 都市には、都市の行政区域の全部または一部にある他の重要な湿地があるか？

Yes No

「いいえ」の場合、以下の空欄にその理由を簡潔に記入すること：

基準 2 : 湿地とその生態系サービスの保全のための施策を採用している。

A.3. 都市は、湿地の劣化や消失を積極的に防止するために、以下のような政策、立法措置、規制手段を採用しているか？

	Yes	No
国の政策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国内法（例：環境影響評価政策など）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
規制手段と実施方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の都市計画方針、法律、規制、または条例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特定の都市管理画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

その他の政策

「いいえ」の場合、以下の空欄にその理由を簡潔に記入すること：

基準 3：都市は、湿地の再生または管理対策を実施している。

A.4. 都市、特に水管理基盤の要素として、湿地の再生や創出に関する対策やプロジェクトを実施しているか？

	Yes	No
湿地が作られた証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
湿地が復元された証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
湿地が複合的な利益のために管理されている証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
湿地が造成された証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
都市の水管理のために湿地が造成された証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の利益を提供する湿地の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「いいえ」の場合、以下の空欄にその理由を簡潔に記入すること：

基準 4：都市は、その管轄下にある湿地の統合的な空間／土地利用計画の課題と機会を考慮する。

A.5. 都市は、河川流域管理、空間的区画整理、水資源管理、交通インフラの開発、農業生産、燃料供給、貧困緩和、汚染防止、洪水リスク管理、災害リスク軽減などに関連する開発・管理計画の中で、湿地の保全と賢明な利用を統合するための措置を講じているか？

	Yes	No
統合された河川流域管理の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
空間帯状の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
水源管理の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
交通インフラ整備の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農業生産の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

燃料供給の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
貧困削減の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
水質汚染防止の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
洪水リスク管理の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害リスク軽減の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の賢明な利用の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「いいえ」の場合、以下の空欄にその理由を簡潔に記入すること：

基準 5：都市は、地元に適した情報を提供することによって、湿地の価値に関する市民の意識を高め、政策決定プロセスへの地元の利害関係者の参加を可能にした。注：この項目は、A.6、A.7およびA.8.に準拠する必要がある。この3項目のいずれかに違反した場合は、推薦資格がなくなる。

A.6. 都市は、公式または非公式な手段を通じて、都市空間計画および湿地管理の政策決定プロセスに**地元の利害関係者**を参加させ、積極的な参加を確保するための行動をとった証拠を提出したか？

	Yes	No
都市空間計画における地元の利害関係者の積極的な参加の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
湿地管理における地元の利害関係者の積極的な参加の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「いいえ」の場合、以下の空欄にその理由を簡潔に記入すること：

A.7. 都市は、湿地の価値に関する一般市民の意識レベルを高め、多様な利害関係者やコミュニティによる湿地の賢明な利用を奨励する活動を実施したか（例えば、運用可能な湿地教育または情報センターの設立、湿地に関する情報の定期的な普及、学校教育プログラムの実施など）？

	Yes	No
湿地教育センターの証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
湿地に関する意識向上資料およびプログラムの証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
学校ベースの湿地教育プログラム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
湿地に関連した一般市民の意識向上のその他の側面の証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「いいえ」の場合、以下の空欄にその理由を簡潔に記入すること：

A.8. 都市は、必要に応じて、世界湿地の日や国の湿地の日を祝う活動を行っているか？

Yes No

「いいえ」の場合、以下の空欄にその理由を簡潔に記入すること：

基準 6：湿地に関する適切な知識と経験を有し、ラムサール条約の湿地自治体認証を申請するための準備作業を支援し、認定の資格を維持するための適切な措置を実施するために、利害関係者を代表し、利害関係者が関与する現地委員会を設置している。

A.9. 都市は、ラムサール条約の湿地自治体認証のために、明確な構成と機能を持つ、運営上の現地委員会を結成したという証拠を提供しているか？

Yes No

「いいえ」の場合、以下の空欄にその理由を簡潔に記入すること：

グループ B 追加情報 (任意だが強く推奨)

都市が管轄する全地域において、水質、衛生、管理に関する適切な基準を策定し、適用している。

B.1. 都市には、水質・衛生基準を促進・維持する政策や規制の枠組みの証拠を提供しているか？

Yes No

「いいえ」の場合、以下の空欄にその理由を簡潔に記入すること：

都市は、湿地の社会的及び文化的価値、並びに広範な生態系サービスを認識し考慮しており、政策決定においてそれらを考慮し、保護するための優れた実践方法を確立している。

B.2. 都市は、湿地の生態系サービス（供給、調整、文化、および支援サービスを含む）の重要性を認識し、統合するような正式な制度や政策を採択した証拠を提出したか？

Yes No

「いいえ」の場合、以下の空欄にその理由を簡潔に記入すること：

都市は、地域社会と湿地帯との間に密接なつながりがあることを示すことができる。

B.3. 都市は、市の管轄区域内で、地域コミュニティが湿地資源の賢明な利用をどのように実践しているか、また、地域コミュニティが湿地の提供するサービスからどのような利益を得ているかについて、証拠を提供しているか？

	Yes	No
湿地の賢明な利用をどのように実践しているかの証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域社会が湿地からどのような恩恵を受けているかの証拠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「いいえ」の場合、以下の空欄にその理由を簡潔に記入すること：

推薦

この都市を湿地自治体認証に推薦するか？

Yes

No

「いいえ」の場合、以下の空欄に詳細な情報を記入し、具体的に不足している情報について記載したり、フィードバックを行うことができる。

評価者による署名

日付：

付属書 6：更新フォーム

国	
都市名	
都市認定代理人	
日付	

ガイダンスノート

注 1：事務局による湿地自治体認証の更新の要求を受けて、認定都市の正式な代表者は更新申請書に記入する必要がある。

注 2：都市の正式な代理人は、グレーの枠内に記入し、追加証拠を添付しなければならない。賢明な利用を証明するための視覚資料（グラフや写真など）の添付が奨励される。記入済みの更新申請書と添付の証拠書類は、ナショナル・フォーカル・ポイント（国内連絡先）に送付しなければならない。

注 3：ナショナル・フォーカル・ポイントは、更新申請書とその根拠資料を確認しなければならない。各基準について、ナショナル・フォーカル・ポイントは、その都市の実績を査定し、評価しなければならない。評価には、簡単な色分けシステムが使用される：

- 緑 基準に準拠していることを証明する強固な証拠が提出されている。
- 黄 基準に準拠していることを示す証拠がいくつか提供されているが、完全な準拠を示すには不十分。
- 赤 基準を遵守していることを示す証拠がない、または非常に限られている、あるいは都市が湿地帯の保全と賢明な利用を実現していないという明確な証拠がある。

注 4：更新の資格を得るためには、都市はグループ A のすべての基準が「緑」と評価されることを目指すべきである。ただし、1つの基準を「黄」と評価することは可能である。グループ A の基準が「赤」と評価された場合、その都市の更新申請は却下される。

注 5：都市が 2 回目以降の更新を希望し、前回の更新評価で基準が「黄」に分類された場合、更新申請を成功させるためには、グループ A のすべての基準が「緑」に評価されなければならない。したがって、都市は、更新が却下されるまでに、基準を完全に満たさなくても更新が可能な機会が一度だけある。

注 6：評価基準は、申請書内で使用されている番号を反映している。

グループ A：湿地の保全と賢明な利用の実現に基づく基準

基準	認証都市記入欄	ナショナル・フォーカル・ポイントによる評価		
		Green	Yellow	Red
A.1. 都市の行政区域の全部または一部に、1つ以上のラムサール条約湿地が残っているか？				
根拠				
A.2. 都市には、都市の行政区域の全部または一部にある他の湿地保全地がまだあるか？				
根拠				
A.3. 都市は、湿地の劣化や喪失を積極的に防止するための政策、立法措置、規制手段を有しているか？				
根拠				
A.4. 都市は、都市部の、特に水管理インフラの要素として、湿地帯の回復や創出に関する対策やプロジェクトを実施したか。				
根拠				

基準	認証都市記入欄
A.5. 都市は、河川流域管理、空間区画整理、水資源管理、交通インフラの開発、農業生産、燃料供給、貧困の緩和、汚染防止、洪水リスク管理、災害リスク軽減などに関連する開発・管理計画に、湿地の保全と賢明な利用を統合するための対策を実施したか？	
根拠	
A.6. 都市は、公式または非公式な手段を通じて、都市空間計画および湿地管理の意思決定プロセスに地元の利害関係者を参加させ、積極的な参加を確保するための行動をとった証拠を提出しましたか？	
根拠	
A.7. 都市は、湿地の価値に関する市民の意識を高め、多様な利害関係者やコミュニティによる湿地の賢明な利用を促す活動を実施しましたか？	
根拠	

Assessed by the NFP		
Green	Yellow	Red

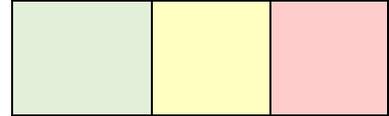
--	--	--

--	--	--

基準	認証都市記入欄
A.8. 都市は、世界湿地の日や国の湿地の日を祝う活動を行っているか？	

Assessed by the NFP		
Green	Yellow	Red

根拠	
A.9. 都市は、ラムサール条約の湿地自治体認証のために、明確な構成と機能を持つ、運営上の地方委員会を形成しているという証拠を提出したか？	
根拠	



グループ B : 追加情報

基準	認証都市記入欄
B.1.都市は、水質や衛生基準を促進・維持する政策や規制の枠組みの証拠を提供しているか？	
根拠	
基準	認証都市記入欄
B.2. 都市は、湿地の生態系サービス（供給、調整、文化的、支援サービスを含む）の重要性を認識し、統合するような正式な制度や政策を採択した証拠があるか？	
根拠	
B.3. 都市の管轄区域内において、都市は、地域社会が湿地資源の賢明な利用をどのように実践しているか、また、地域社会が湿地の提供するサービスからどのような利益を得ているかについての証拠を提供しているか？	

ナショナル・フォーカル・ポイントによる評価		
Green	Yellow	Red

Assessed by the NFP		
Green	Yellow	Red

--	--	--

政府代表による署名

日付：